

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程

四日市市保健所処務規程（平成 2 0 年四日市市訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（事務分掌）</p> <p>第 6 条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>保健予防課</p> <p>管理医療係 （略）</p> <p>保健予防係</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p>（4）指定難病に係る特定医療、特定疾患医療、<u>肝炎治療及び肝がん・重度肝硬変治療</u>に関すること。</p> <p>精神保健係 （略）</p> <p>衛生指導課 （略）</p> <p>食品衛生検査所 （略）</p> <p>健康づくり課 （略）</p> <p>こども保健福祉課 （略）</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第 6 条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>保健予防課</p> <p>管理医療係 （略）</p> <p>保健予防係</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p>（4）指定難病に係る特定医療、特定疾患医療<u>及び肝炎治療</u>に関すること。</p> <p>精神保健係 （略）</p> <p>衛生指導課 （略）</p> <p>食品衛生検査所 （略）</p> <p>健康づくり課 （略）</p> <p>こども保健福祉課 （略）</p>

改正後

別表（第 7 条関係）

1 保健予防課

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
(略)									
肝炎治療特別促進事業に関する事務	(略)								
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する事務	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する申請書等の経由					○			特例条 例に基 づく事 務

2 衛生指導課 (略)

3 食品衛生検査所 (略)

4 健康づくり課 (略)

5 こども保健福祉課 (略)

備考 (略)

改正前

別表（第7条関係）

1 保健予防課

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考	
		専決区分								専決区分
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長		
(略)										
肝炎治療特別促進事業に関する事務	(略)									

2 衛生指導課 (略)

3 食品衛生検査所 (略)

4 健康づくり課 (略)

5 こども保健福祉課 (略)

備考 (略)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(健康福祉部保健予防課)